

九  
藏  
省

大甲五八

大正九年八月廿四日

内閣書記官

内閣總理大臣 望

内閣書記官長 山

外務大臣 原 五

海軍大臣 五 寺

逓信大臣 量

内務大臣 永 匡

司法大臣 正 本

明治四十五年 大正元年 年度歳入歳出總決算追加案

右兩院ノ議決ヲ經テ貴族院議長ヨリ奏  
請ニ付左案ノ通公布相成茲ニシ

三六

上諭案

朕帝國議會、協賛ヲ經ルン  
大正四十五年度  
歳入歳出總豫算追加シ裁可シ茲ニ之ヲ公  
布セシム

御名 御璽

大正元年八月二十五日

内閣總理大臣

大藏大臣

豫算 (貴族院上奏ノ通)

明治四十五  
大正元年年度歳入歳出總豫算追加案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案  
本院ニ於テ可決セリ依テ御執奏相成  
度議院法第三十一條ニ依リ此段申進  
候也

大正元年八月二十四日

貴族院議長公爵德川家達



内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル  
年度歳入歳出總豫算追加案ノ裁可  
ヲ奏請ス

大正元年八月二十四日

貴族院議長公爵徳川家達



明治四十五  
大正元

年度歲入歲出總豫算追加

[illegible]

豫算

明治四十五年  
大正元年度歳入歳出追加額ヲ各百五拾四萬五千參百八拾九圓ト定ム其ノ款項ハ別冊歳入歳出  
豫算ニ據ルヘシ

歲入臨時部

第十一款

前年度繰入金

金百五拾四萬五千參百八拾九圓

第一項

前年度繰入金

金百五拾四萬五千參百八拾九圓

歲出臨時部

大藏省所管

第二十二款

大

喪

費

金百五拾四萬五千參百八拾九圓

第一項

大

喪

費

金百五拾四萬五千參百八拾九圓

明治四十五年  
大正元年  
案  
年度歳入歳出總豫算追加



右謹テ上奏シ奉シク  
聖裁ヲ仰キ候セテ帝國議會ノ  
議ニ付セラレムコトヲ請フ  
大正元年八月二十一日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

大甲五八

大正元年八月二十二

内閣書記官

(半)

REES

上

内閣總理大臣

望

内閣書記官長

公

外務大臣

原

大藏大臣

海軍大臣

海軍大臣

文部大臣

文部大臣

逓信大臣

逓信大臣

内務大臣

水

陸軍大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

農商務大臣

明治四十五  
大正元年

年度歳入歳出總算追加

案

右閣議ニ供ス

明治四十五  
大正元

年度歳入歳出總豫算追加案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正元年八月廿二日 詔

内閣總理大臣

大藏大臣

大喪ニ関スル經費支出ノ必要アリ  
明治四十五年  
大正元年  
追加豫算トシテ要  
求相成候様致度別冊要求書相  
添茲ニ之ヲ閣議ニ提出ス

大正元年八月二十日

大蔵大臣山本達雄



内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

明治四十五  
大正元

年度歲入歲出總豫算追加

[illegible]

明治四十五年 年度歳入歳出總豫算追加説明

明治四十五年 大正元 年度歳入歳出總豫算追加トシテ計上スル所ノ金額ハ各百五拾四萬五千參百八拾九圓ニシテ其ノ追加ヲ要スル事項ハ左ノ如シ

歳入

一歳出豫算追加ノ財源ニ充ツルカ爲前年度繰入金百五拾四萬五千參百八拾九圓ヲ臨時部第十一  
款ニ豫算セリ

歳出

一大喪ニ關シ之カ經費ヲ要スルニ依リ百五拾四萬五千參百八拾九圓ヲ臨時部大藏省所管第二十  
二款ニ豫算セリ

豫算

明治四十五年度歳入歳出追加額ヲ各百五拾四萬五千參百八拾九圓ト定ム其ノ款項ハ別冊歳入歳出豫算ニ據ルヘシ

歲入臨時部

第十一款

前年度繰入金

金百五拾四萬五千參百八拾九圓

第一項

前年度繰入金

金百五拾四萬五千參百八拾九圓

歲出臨時部

大藏省所管

第二十二款

大

喪

費

金百五拾四萬五千參百八拾九圓

第一項

大

喪

費

金百五拾四萬五千參百八拾九圓

第一項 大 費 金百五十圓 正千八百八十圓

第二項 大 費 金百五十圓 正千八百八十圓

第三項 大 費 金百五十圓 正千八百八十圓

第四項 大 費 金百五十圓 正千八百八十圓

總豫算追加參照

明治四十五年  
大正元年度

大藏省所管豫定經費追加要求書

明治四十五年 年度豫定經費追加

明治四十五年 年度當省所管豫定經費追加要求額ハ

臨時部

一、五四五、三八九圓

ナリ之レ

大喪ニ關スル經費ノ支出ヲ要スルニ依ル

大藏省所管

臨時部

明治四十五年 年度追加要求額

備考

第二十二款 大喪費

| 項     | 目        | 明治四十五年 年度追加要求額 |
|-------|----------|----------------|
| 第一大喪費 | 一 幣饌及儀品費 | 一、五四五、三八九圓     |
|       | 二 營繕費    | 九五、〇一三         |
|       | 三 儀仗費    | 七六一、〇四八        |
|       | 四 警備費    | 三九、六二九         |
|       | 五 調度費    | 九〇、五一六         |
|       | 六 旅費     | 二一九、二八六        |
|       | 七 諸手當    | 一八二、二四二        |
|       |          | 一五七、六五五        |

大甲五八ノ五

大正元年八月三十一

内閣書記官

内閣總理大臣 望

内閣書記官長

小

外務大臣

原

大藏大臣

海軍大臣

海

文部大臣

志

逓信大臣

董

内務大臣

永

陸軍大臣

庄

司法大臣

農商務大臣

永

明治四十五年

大正元年度歳入歳出總決算追加案

右議院法第二十八條但書ニ依リ議定

相成度此般及要求也

大正元年八月

廿三日

内閣總理大臣

議決

参照

議決法

第二十八條 政府より提出する議案ハ委員ノ審査ヲ經たシテ之ヲ議決スルコトヲ得ル但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由んてハ此ノ限ニ在ラズ